

(報道発表資料)

京都市上下水道局
マスコットキャラクター
ホタルのすみと



市民の皆様とともに、浸水被害を
軽減させるための助成金制度で
す！

ひかり



令和6年3月18日
京都市上下水道局
担当：下水道部管理課
電話：075-672-7822

「雨水貯留施設」及び「雨水浸透ます」の設置助成金の申請受付を開始！

京都市では、近年多発する局地的な集中豪雨や台風接近に伴う大雨により、大量の雨水が市街地に流れ出す「都市型水害」の発生を防ぐため、雨水幹線の整備や河川改修を行っています。

また、市民の皆様にも、雨水を一時的に貯留し有効活用ができる「雨水貯留施設」や雨水を地中に浸透させ市街地への雨水の流出を抑制する効果がある「雨水浸透ます」を設置していただくための助成金制度を設けています。

この度、令和6年度の助成金の申請受付を4月1日から開始します。

1 雨水貯留施設設置助成金制度

(1) 助成対象者

京都市公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の事業計画区域内において、建築物に雨水貯留施設を設置される方

※ 過去に助成を受けられた方でも、新たに別の雨水貯留施設を設置される場合は、助成対象となります。

(2) 助成金額

1基につき購入及び設置工事費用の4分の3

(上限37,500円。ただし、設置工事費用の助成は上限10,000円。)

- ※ 設置基数の上限は、1つの建築物の敷地内に4基まで。
- ※ 送料、その他手数料等は含まない。
- ※ 消費税及び地方消費税相当額を含む。百円未満切捨て。

(3) 助成対象となる雨水貯留施設

貯留容量が80リットル以上の雨水貯留施設

※ 展示又は売買（建築物と一体として売買する場合も含む。）を目的として設置するものを除く。

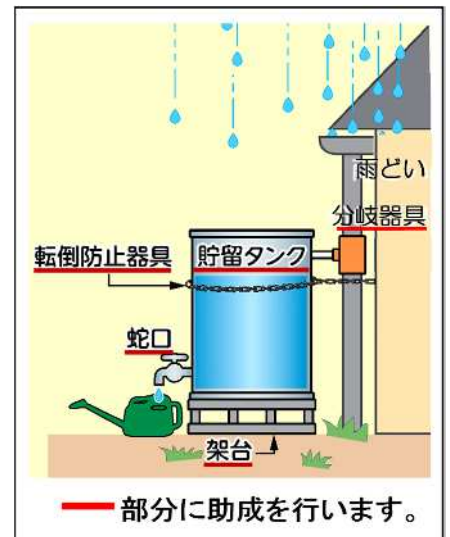
(4) 申請方法

雨水貯留施設を購入する前に「事前確認書」の提出が必要です。申請の流れは以下のページでご確認ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000242236.html>

事前確認書、申請書等の様式・記載例は以下のページでご確認ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000186982.html>



雨水貯留タンク

雨水を雨どいから分岐器具によりタンクに流入させ貯めるものです。

タンくん



事前確認書の提出はオンラインでも可能になったよ！

2 雨水浸透ます設置助成金制度

(1) 助成対象者

京都市公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の事業計画区域内において、建築物等に雨水浸透ますを設置される方

※ 過去に助成を受けられた方でも、新たに別の雨水浸透ますを設置される場合は、助成対象となります。

(2) 助成金額

ア 新たに設置する場合

1基につき 25,000円

イ 既存の雨水ますを雨水浸透ますに取り替える場合

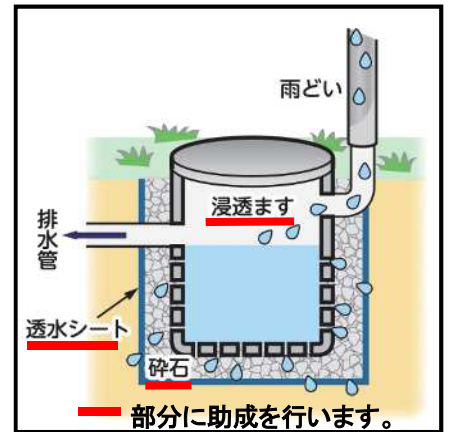
1基につき 上限100,000円^{※1}

(設置工事費用上限70,000円+付帯工事^{※2}費用上限30,000円)

※ 設置基数の上限は、1つの建物につき4基まで。

※1 百円未満切捨て。

※2 雨水浸透ますに取り替える際に発生する駐車場や外構の撤去・復旧工事



雨水浸透ます

雨水を穴の開いたますから地中に浸透させるものです。

(3) 助成対象となる雨水浸透ます

本市が定めた「京都市雨水浸透ます設置基準」を満たす

雨水浸透ますで、京都市指定下水道工事業者の工事又は開発行為により設置するもの。

※ 展示を目的として設置するものを除く。

(4) 申請方法

雨水浸透ますを設置する前に上下水道局に御相談ください。 設置工事の完了後、申請書に必要な書類を添付のうえ申請してください。

3 申請受付期間

令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

※ 助成金額が予算額に達した場合は、期間中であっても申請受付を終了する場合があります。

4 受付窓口

	雨水貯留タンク			雨水浸透ます	
	事前相談	書類等の持参	書類等の郵送	技術協議	申請書提出
下水道部管理課	○	○	○	○	○
お客さま窓口 サービスコーナー	○	○	×	×	○

【問合せ・相談窓口】

下水道部管理課

住所 〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3 局総合庁舎3階

電話番号 075-672-7822

受付時間 (平日) 午前8時30分～午後5時15分 (正午～午後1時00分までを除く)

お客さま窓口サービスコーナー

住所 〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3 局総合庁舎1階

電話番号 075-672-7700

受付時間 (平日) 午後5時15分～午後7時 (土・日・祝日) 午前10時～午後5時

※ 各営業所、下水道管路管理センター(支所含む)においても申請書等を提出できます。